

第 2 回 琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会 開催結果概要

1 琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会とは

琵琶湖の保全及び再生に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき組織する「琵琶湖保全再生推進協議会」の目的を達成するため設置するもの。（琵琶湖保全再生推進協議会設置要綱に規定）

- ◇法第 8 条 「主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事、及び関係指定都市の長は琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行うため、琵琶湖保全再生推進協議会を組織することができる。」
- ◇要綱第 5 条 「協議会の目的を達成するため、幹事会を設置する。」

2 構成員

主務省 11 名、関係行政機関 3 名、関係府県および関係指定都市 8 名 計 22 名

3 これまでの開催状況

平成 28 年 11 月 15 日 第 1 回琵琶湖保全再生推進協議会

平成 29 年 7 月 24 日 第 1 回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会

4 第 2 回幹事会の開催概要

① 開催日時

平成 30 年 9 月 7 日（金）13：00 から 17：00（現地視察を含む）

（※ 当初 7 月 12 日に予定していたが、西日本豪雨の影響により 9 月 7 日に延期した）

② 開催場所

- 現地視察：バスにて琵琶湖（南湖）周辺の状況や関係施設等を視察
- 会 議：滋賀県危機管理センター（滋賀県庁）



■ 現地視察



←視察ルート図



↑機械による
オオバナミズキンバイ駆除の様子



↑学生ボランティアによる
オオバナミズキンバイ駆除の様子

■ 幹事会（議題）

- ① 琵琶湖の保全及び再生の状況について
- ② 琵琶湖の保全及び再生に関する施策の実施状況について
- ③ 琵琶湖保全再生施策の推進に関する意見交換

幹事会における主な発言

- 京都市：7月1日の「びわ湖の日」の関連事業として、琵琶湖疏水記念館において「びわ湖の日」特別展示を実施した。また、「琵琶湖疏水通船復活」の取組として、本年の春から67年ぶりに本格運航を開始し、大きな反響があった。引き続き、滋賀県、大津市と共同で、琵琶湖疏水の魅力を多くの方に感じていただけるよう取り組んで参りたい。
- 農林水産省：琵琶湖では、依然として、増えすぎたオオクチバスやブルーギル等の外来魚による食害、水産資源の減少などの課題に直面している。加えて魚類等の生息・繁殖の場として重要なヨシ群落も減少している。このため、水産基盤整備事業や水産多面的機能発揮対策事業等の関係補助事業により漁場の保全再生の取組の支援を進めて参りたい。
森林・林業においても、琵琶湖の豊かな水を育み国土や暮らしを守る森林の整備・保全、これを支える林業等の活性化について、関係者の皆様と強く連携し、琵琶湖の保全再生の推進に取り組んで参りたい。
- 国交省：法律の趣旨に則って、多自然川づくりや水草対策、植生の浄化など良好な水辺空間形成、あるいは下水道事業への支援を通じて、本協議会を構成する機関と連携しながら、施策の展開を進めて参りたい。